

水道下水道係からお知らせです

◎水道料金の割引制度について

町内在住の65歳以上でひとり暮らしの方は、

割引制度が適用できます。

独居老人用の使用申請をすれば、2ヶ月の使用水量が7ト以下だった場合、基本料金が一般用に比べ440円お得になります。(ただし、使用水量が8ト以上の場合は、一般用と変わりません) 申請される場合は役場2階建設課水道下水道係にて受付けております。印鑑を忘れずにご持参ください。

手続きは代理の方でも結構です。

○65歳以上のひとり暮らしの方の水道料金(2ヶ月の使用水量が7ト以下の時)

申請前

申請後

2,640円 → 2,200円(申請前より440円お得)

※但し、2ヶ月の使用水量が8ト以上だったときは、割引はありません。

なお、どなたかと同居するようになった場合は、独居老人用の取り消しの届出をしてください。

詳しくは、役場建設課水道下水道係までご連絡ください。